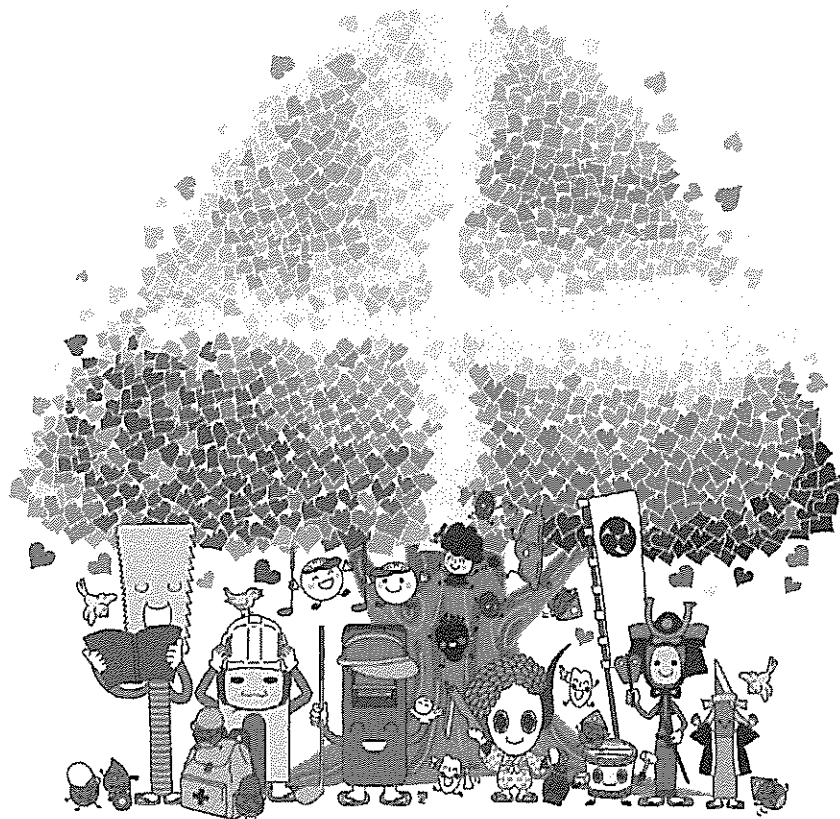


令和6年度

三木市ひきこもりサポート事業
(居場所運営) 補助金募集案内



「イラスト：こゆり」

三木市では、ひきこもりの方の社会参加と自立を目指し、ひきこもりサポート事業の活動を行う団体に対し、運営経費の一部を補助します。

三 木 市

1 補助対象団体

補助金の交付対象となる団体は、市内においてひきこもりサポート事業を運営する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 構成員が2人以上いること。
- (2) 市内に事業所を有し、運営していること。
- (3) 組織及び運営に関する事項を定めた定款、会則、規約等があること。
- (4) 政治的活動、宗教的活動又は営利活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に違反する活動を行う団体でないこと。
- (6) 暴力団等（三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）と関係する団体でないこと。
- (7) 次条に規定する補助対象事業について、市から別の委託金、補助金等の交付を受けていないこと。

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 以下の各号のいずれかの事業を行うもの
 - ア ひきこもり当事者及びその家族が集まる場を提供する事業
 - イ ひきこもりについての相談等を実施する事業
 - ウ ひきこもり当事者が社会参加を行う場を設ける事業
 - エ 社会的参加を促すためのレクリエーション等を行う事業
 - オ その他市長が認める事業
- (2) 年間を通じて計画的に運営するとともに、一月当たり1回以上（災害等その他市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。）行うものであること。
- (3) ひきこもり当事者及び家族からの相談に対応できる人員を配置し、適切な支援を行うことができる状態にあること。
- (4) 構成員の関係者その他特定の者のみによる利用とならないよう、広報活動等を積極的に行うこと。

- (5) 適切な安全管理及び衛生管理体制を構築すること。
- (6) 周囲の環境に配慮した運営時間であること。
- (7) 必要に応じて利用者及び従事者を対象にした傷害保険への加入
その他安全の確保に努めること。
- (8) 市から活動状況の報告や確認を求められた場合は、積極的に協
力すること。

※この事業における「ひきこもり当事者」とは、原則として市内に居
住する18歳以上の者でおおむね6か月以上にわたり社会的参加（就
学、就労、家庭外での交遊等）を回避し、家庭にとどまり続けている
状態にある者をいう。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費であ
って、次に掲げる経費とします。

- (1) 印刷製本費
- (2) 消耗品費
- (3) 保険料
- (4) 食糧費
- (5) 備品購入費
- (6) 使用料・賃借料
- (7) 光熱水費
- (8) 交通費（ひきこもり当事者が事業に参加するため、もしくは用
品の運搬に係るものに限る。）
- (9) その他市長が特に必要と認めたもの

※対象経費については、領収書またはレシートが必要です。

※対象外経費が含まれる領収書またはレシートは原則認められませ
ん。

※人件費、報償費、寄附金その他団体の管理に係る経費については、
補助対象経費にはなりません。

※(9)については事前協議が必要となります。

4 対象期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

5 補助金額

補助金の額は、一の年度につき次の補助基準額を限度とし、補助
対象経費から補助対象事業の運営による収入額を控除して得た額

（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

【補助基準額】 年度上限 月1回以上運営 75,000円
月2回以上運営 150,000円

6 その他

- (1) 要綱の規定に違反したときや不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し補助金の返還を求めます。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存する必要があります。
- (3) 年度の途中で運営を開始または中止・廃止した場合は、補助基準額が月割となります。

7 補助金の申請から補助金交付・実績報告までの流れ

<p>① 補助金の申請 （申請期間： 4/1～5/31）</p>	<p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木市ひきこもりサポート事業補助金交付申請書（様式第1号） ・三木市ひきこもりサポート事業実施計画書（様式第2号） ・誓約書（様式第3号） ・収支予算書（様式第4号） ・構成員名簿 ・定款、会則、規約等 ・その他市長が必要と認める書類
<p>② 審査（6月上旬）</p>	<p>提出書類等に基づき、審査</p>
<p>③ 決定通知（6月中旬）</p>	<p>審査後、決定通知を送付</p>
<p>④ 補助金の請求 概算で請求する時（6月下旬）</p>	<p>三木市ひきこもりサポート事業補助金（概算払）請求書（様式第12号）を提出</p>
<p>⑤ 補助金の交付 （7月上旬）</p>	<p>補助金の支払い</p>
<p>⑥ 実績報告</p>	<p>事業終了日の翌月末または翌年度4月15日のいずれか早い日までに次の書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木市ひきこもりサポート事業補助金実績報

	<p>告書（様式第 8 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三木市ひきこもりサポート事業補助金実施報告書（様式第 9 号） ・ 収支決算書（様式第 10 号） ・ 補助対象経費に係る領収書 ・ その他関係資料（支払の事実・ひきこもりサポート事業の開催状況がわかる書類） ・ その他市長が必要と認める書類
⑦ 審査（申請翌年の 4 月中旬）	提出書類等に基づき、審査
⑧ 確定通知（申請翌年の 4 月下旬）	審査の結果、補助金額を決定し、確定通知を送付
⑨ 補助金の清算（申請翌年の 5 月上旬）	補助金の清算

交付決定後に内容変更となる場合…③の後、変更交付申請が必要

申請・問合せ先

三木市健康福祉部福祉課 生活支援係

TEL 0794-82-2000